

平成31年版 税の申告ガイド

各種税の申告の受付が2月18日から始まります。申告の手続きはどこに行けばよいか? 申告するときに何を携えていけばよいか? をまとめました。ぜひご活用ください!

確定申告・住民税の申告

税の種類	申告期間・納期限	口座振替日	問い合わせ・提出先
所得税及び復興特別所得税	2月18日(月)～3月15日(金)	4月22日(月)	豊島区税務署 ☎3984-2171 ※電話は自動音声で案内します。
消費税及び地方消費税	4月1日(月)まで	4月24日(水)	
贈与税	3月15日(金)まで		
住民税(普通徴収)	2月18日(月)～3月15日(金)	6・8・10・1月の末日 ※金融機関が休業日の場合は、翌営業日。	区税務課課税第1・第2グループ、課税調整グループ ☎3981-1111(内線2354、2355、2353)

※納税は、安心して便利な口座振替をぜひご利用ください。振替日の前日までに口座の残高を確認してください。

確定申告書などの作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です!

画面の案内に従って金額などを入力すると、税額などが自動計算され、各種申告書や決算書などが作成できます。また、所得税の確定申告書はスマートフォンやタブレット端末でも作成できます。

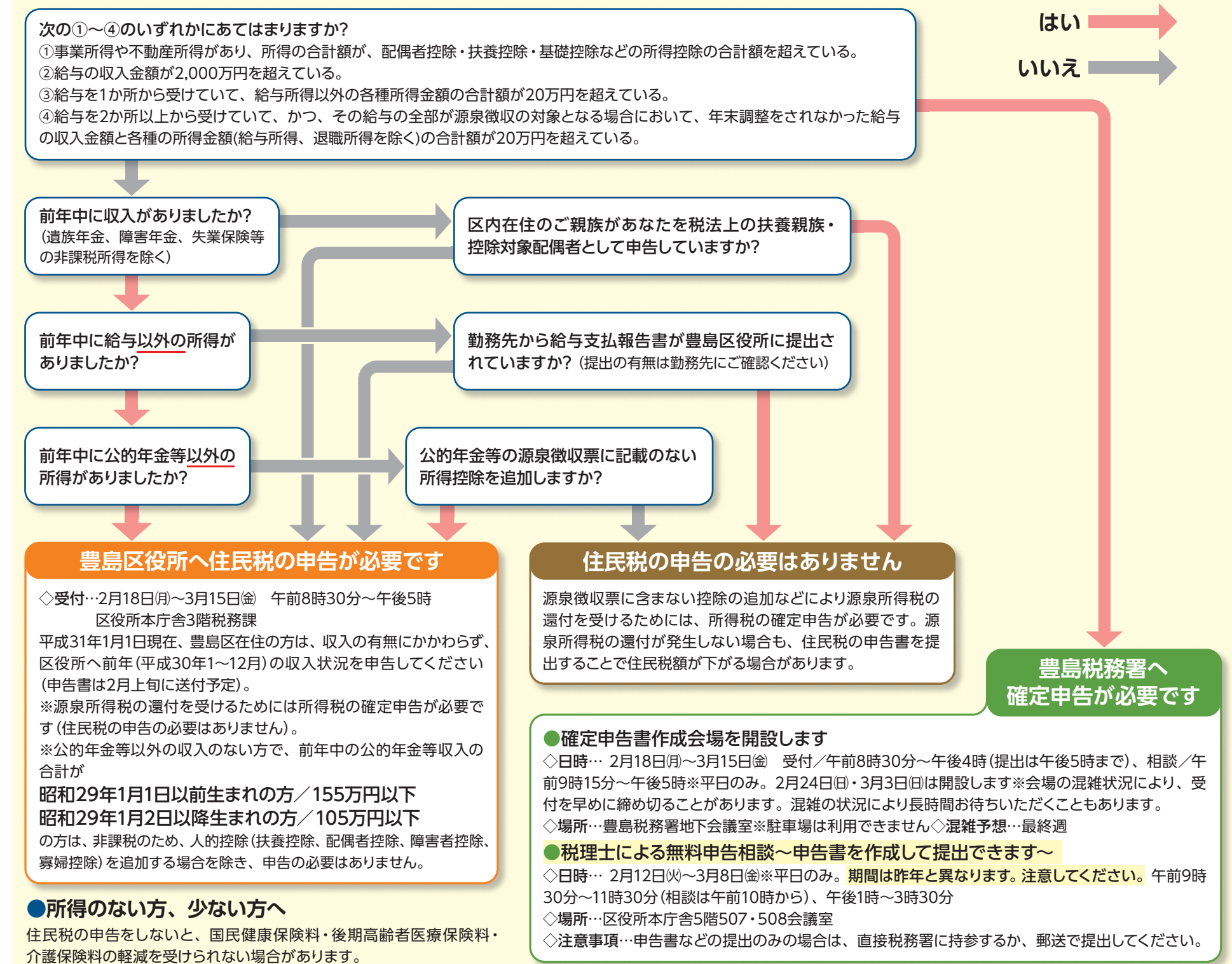
国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>



- 作成したら →
- ①印刷して郵送などで提出もしくは
 - ②インターネットで送信(e-Tax)で確定申告は終了です。

●平成31年からe-Tax(電子申告)の利用手続きが便利になります
従来の方式のほかに以下の方法でe-Taxが利用できるようになりました。
〈マイナンバーカード方式〉
申告時にはマイナンバーカードとICカードリーダライタを用意してください。
〈ID・パスワード方式〉
申告時に税務署が発行したIDとパスワードが必要です。申告期間に限らずいつでも税務署の開庁時間内に、税務署で職員と対面による本人確認の後、IDとパスワードを即日発行します。運転免許証、マイナンバーカード、公的医療保険の被保険者証などの本人確認書類を持参してください。
利用方法などの詳細は左記国税庁ホームページ参照または下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
☎e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク ☎0570-01-5901・☎5638-5171

まずは申告が必要か確認しよう!



申告前にチェックしよう! 持ち物チェックリスト

項目	持ち物
①必ず用意してください	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 申告者の本人確認書類または写し※ 本人確認書類の例 ①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ ②マイナンバーの通知カードなど+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など <input type="checkbox"/> 銀行などの口座番号(所得税還付の場合) ※郵送で申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)か②の写しの添付が必要です。 ※確定申告書をe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示や写しの提出は不要です。
②収入・所得がわかるもの	<input type="checkbox"/> 平成30年中の収入・所得が確認できるもの (例)源泉徴収票
③平成30年中に支払った金額の証明書など	社会保険料控除 <input type="checkbox"/> 国民年金保険料控除証明書 <input type="checkbox"/> 各種保険料の支払金額がわかるもの A 参照
	医療費控除 <input type="checkbox"/> 平成30年分医療費控除の明細書 <input type="checkbox"/> 各健康保険組合が発行する医療費のお知らせ など B C 参照
	寄附金控除 <input type="checkbox"/> 平成30年中に支払った寄附金の受領書 D 参照
	障害者控除 <input type="checkbox"/> 障害者手帳 など E 参照
その他	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除証明書 <input type="checkbox"/> 地震保険料控除証明書 など

A 社会保険料控除について

- 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料
詳細は下記各担当課へ問い合わせてください。
☎国民健康保険料…資格・保険料グループ ☎4566-2377
後期高齢者医療保険料…後期高齢者医療グループ ☎3981-1937
介護保険料…保険料について / 資格賦課グループ ☎3981-6376
納付額について / 収納グループ ☎3981-4715
- 国民年金保険料

税の申告書提出の際には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(以下「控除証明書※」)などが必要です。
※控除証明書…①平成30年1月1日～10月1日の間に保険料を納付した方には、平成30年10月31日に日本年金機構から送付済み、②平成30年10月2日～12月31日の間に初めて保険料を納付した方には、2月4日に送付予定。
☎池袋年金事務所 ☎3988-6011
ねんきん加入者ダイヤル
☎0570-003-004(050で始まる電話からは☎6630-2525)

B 医療費控除を受けるための手続きが変わりました!

確定申告や住民税の申告の際に医療費控除を受けるには、領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要です。
※医療費の領収書は自宅で5年間の保存が必要ですが(平成29～31年分までの申告は、医療費の領収書の添付または提示でも可)。



C 介護保険に係る医療費控除について

- 介護保険を利用したときの自己負担額は医療費控除の対象となるものがあります
サービス事業者が発行した領収書には、確定申告の際、医療費控除の対象となる金額が記載されています(一定の要件により対象とならない場合もあります)。ただし、次に掲げるサービスは医療費控除の対象ではないため、領収書に医療費控除対象額の記載はありません。
◇対象外のサービス…認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与・購入、住宅改修費(いずれのサービスも介護予防・地域密着型を含む)
☎介護保険課給付グループ ☎3981-1387
- おむつ代について所得税の医療費控除を受けられる方へ
介護保険認定を受けている方で、おむつ代について所得税の医療費控除を受けることが2年目以降の方には、「おむつ使用証明書」に代わる「確認書」を発行できる場合があります。発行には要件がありますので、詳細は下記担当課へお問い合わせください。
☎介護保険課認定審査グループ ☎3981-1368

D 「ふるさと納税ワンストップ特例※」の利用者の方へ

当特例の申請をした方が確定申告や住民税の申告をする場合は特例が無効になります。申告する場合は、自治体が発行した寄附を証明する書類(受領書)を必ず添付してください。
※ふるさと納税を行なう際に納税先に申請すると、所得税の確定申告をせずに寄附金控除の適用を受けられる制度です。適用を受けると、寄附金控除による所得税減額分の相当額が住民税から控除されます。

E 障害者手帳などをお持ちでない高齢者の方の障害者控除について

65歳以上で一定の障害状況にある方は、身体障害者手帳や愛の手帳などを所持していなくても、所得税・住民税の障害者控除が受けられる制度があります。所定の認定基準を満たす方には認定書を発行します。なお、状態が確認できれば5年前までさかのぼって認定します。
☎高齢者福祉課地域ケアグループ ☎4566-2430

そのほか控除に関わる注意点

①海外にお住まいの親族に係る扶養控除等の適用について

国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除または配偶者特別控除の適用を受ける方は、その国外居住親族に係る「親族関係書類」および「送金関係書類※」(外国語で作成されている場合は、翻訳文も含む)(注)を確定申告書に添付するか、提出する際に提示が必要です。ただし、給与や公的年金の源泉徴収か、給与などの年末調整の際に源泉徴収義務者に提出か提示した場合は、確定申告書への添付や提示は必要ありません。
(注)送金関係書類…次のaかbを提出または提示(写しでも可)。
a.その年において送金をした外国送金依頼書の控え
b.クレジットカードの利用明細書(居住者(本人)がクレジットカード発行会社と契約を締結し、国外居住親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利

用代金を居住者が支払うものとしているもの(家族カード)に係る利用明細書)
※送金関係書類は、国外居住親族が複数いる場合は、扶養控除などを適用する国外居住親族の各人ごとに必要です。

②配偶者控除・配偶者特別控除が変わります

これまで申告者本人の所得制限はありませんでしたが、平成30年分の合計所得金額が900万円を超える場合は段階的に控除額が下がり、合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除は適用されません。
〈配偶者特別控除〉
控除対象となる配偶者の合計所得金額が123万円まで拡大されました。また、申告者本人の平成30年分の合計所得金額が、900万円を超える場合は段階的に控除額が下がり、合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者特別控除は適用されません。

前年に事業主控除額を超える事業所得などがある個人事業者は申告が必要です。
※所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、個人事業税の申告は必要ありません。
個人事業税の申告期限…3月15日(金)まで

都税の申告

☎ 提出先…豊島都税事務所
☎3981-1211(代表)